

「熊谷市空家等の適切な管理に関する条例」（案）の概要について

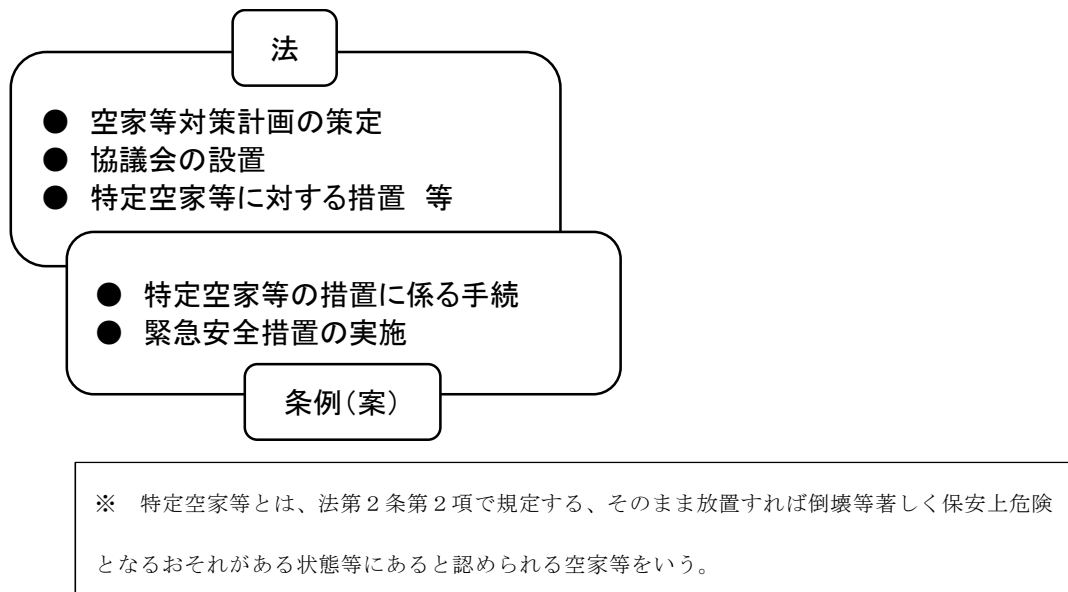
1 条例制定の背景について

平成27年に空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）が施行され、これを受けて市では、平成30年3月に「熊谷市空家等対策計画（以下「計画」という。）」を策定しました。

この計画に基づく施策等に実効性を持たせるため、「熊谷市空家等の適切な管理に関する条例」を制定するものです。

2 法と条例の関係について

計画で定めた事項のうち、市の空家等対策を推進するための施策で法を補完する事項を条例で規定します。



3 条例で定める事項の基本的な考え方

市として空家等対策の推進を図るため、必要な事項を規定します。

(1) 市の責務

市は、空家等の適切な管理に関する知識の普及及び意識の啓発に取り組むとともに、空家等が周辺的生活環境に悪影響を及ぼすことを未然に防止するために必要な施策を実施するものとします。

(2) 所有者等の責務

空家等の所有者等は、特定空家等にならないよう、常に適切な管理に努めるものとします。

また、特定空家等に該当するときは、所有者等自らの責任において解消することを所有者等の責務として定めます。

(3) 特定空家等の措置に係る手続

市長は、法に定める特定空家等の措置をしようする場合、必要に応じ、熊谷市空家等対策協議会の意見を聴くものとします。

(4) 緊急安全措置

市長は、空家等の管理不全な状態に起因して、道路、公園その他の公共の場所において、人の生命、身体等に対する重大な被害を防ぐため緊急の必要があると認めるときは、当該被害を防ぐため必要な最小限度の措置を行うことができるものとします。